



公益財団法人日本YWCA会員等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本YWCA(以下、「この法人」という)の定款第48条及び第49条に基づく会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 会員は、この法人の目的に賛同し、ボランティアとして事業を推進する者で、以下の種別がある。

- (1) 18歳以上の女性は成人会員とする。
- (2) 18歳未満の女性は年少会員とする。
- (3) 18歳以上の男性は成人会友とする。
- (4) 18歳未満の男性は年少会友とする。
- (5) 学校YWCAに所属する生徒は、在学中は性別・年齢に関係なく会員とする。

2 前項(1)～(4)の会員および会友は、この法人に加盟する地域YWCAで、(5)の中高YWCA会員は学校YWCAで登録手続きを行う。

3 この法人の会員は、この法人が加盟する世界YWCAの会員でもある。

4 この法人の目的に賛同し、その事業を支援する個人及び団体は、賛助員となる。

(全国会員総会)

第3条 この法人は、4年に1回全国会員総会を開く。全国会員総会は代表理事が招集する。

- 2 全国会員総会は、成人会員をもって組織する。
- 3 全国会員総会は、この法人の事業全般の報告及び会員の研修・交流を行う。
- 4 全国会員総会は、当法人の事業および会員活動に関心がある者は陪席することができる。

(会費)

第4条 会員は、会員登録した地域YWCAまたは学校YWCAを通して、毎年会費を納入する。

- 2 会費の年額は以下のように定める。
成人会費：1,700円(世界YWCA会費500円を含む)
- 3 地域YWCAで登録した年少会員・成人会友・年少会友は、この法人に会費の納入義務はない。
- 4 学校YWCAに所属する生徒は会費ではなく、学校YWCA毎に加盟費を納入する。
- 5 会費の額は、全国会員総会に諮問し、その答申を得て理事会が変更する。

第5条 賛助員は、毎年賛助費を納入する。

- 2 賛助費の年額は1口3,000円とし、1口以上とする。

(会費の使途)

第6条 第4条に規定する会費は、世界YWCAに関連する費用を除き、毎事業年度における合計額の50%を公益目的事業に、50%を管理費に使用するものとする。但し、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

第7条 第5条に規定する賛助費は、毎事業年度における合計額の100%を管理費に使用するものとする。但し、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、全国会員総会の議を経て、理事会決議をもってこれを変更することができる。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。